

## 事例1 全身性エリテマトーデス（SLE）の診断後、体調面にも配慮しながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
30歳代 女性	全身性エリテマトーデス	薬物療法	中小企業	正社員 (印刷業、事務職)	なし

### （1）事例の概要

#### ア 基本情報

Aさんは、従業員数が40名ほどの印刷工場に勤務する30歳代女性である。会社は営業部、製造部、管理部からなる。Aさんは総勢5名の管理部に所属し、経理関係の仕事を1人で担当している。

所定労働時間は8時30分～17時30分(休憩1時間、週5日間)であり、繁忙期には1か月当たり時間外労働時間が45時間程度、休日出勤も2日程度ある。通勤は自家用車で片道15分程度である。

Aさんが勤務する事業場は従業員規模が小さいため、産業医は選任していない。

#### イ 両立支援を行うに至った経緯

ある日Aさんが倦怠感や発熱などの体調不良がきっかけで病院を受診したところ、SLEと診断された。主治医からは特に仕事の制限はなく、定期的な通院や服薬の継続、十分な睡眠時間の確保など、疲労やストレスを溜めないことが重要であることについて、簡単な説明を受けた。

Aさんは上司(管理部長)にSLEと診断されたこと、通院が必要であること等を伝え、両立支援の申出を行った。相談を受けた上司は当初驚き、本当に仕事を続けさせて大丈夫かどうか不安になったが、労働者本人から医師の説明内容を聞いて、通院への配慮や体調不良時の休憩など、適時対応することとし、Aさんの体調に配慮しながら、これまでどおり仕事を続ける方針とした。

診断からしばらく経った後、上司が定年退職となり、上司が変更になった。新任の上司はAさんがSLEと診断されていることは引き継ぎで把握していたものの、特に就業上の制限は不要と聞いており、目に見える症状もないことから、特段の対応は行っていなかった。一方、病状が安定していたことから、主治医は治療薬の減量を進めていた。

そうした中、Aさんは、年度末の繁忙期で時間外労働が続いている。Aさんは、疲労の蓄積を感じていたものの、责任感から無理を重ねた結果、40度近い高熱が出てしまい、1週間の緊急入院と1週間の自宅療養を余儀なくされた。残った仕事は不慣れな同僚がフォローし、何とか期日までに書類作成を終わらせることができた。

Aさんは改めて新任の上司に自身の疾病について説明し、治療と仕事の両立について相談した。2週間の突発休で同僚に負担をかけることになったため、Aさんはとても申し訳なく思っていた。上司も、急な体調不良による欠勤が生じる可能性があるので、同僚と仕事の共有をするためにも、Aさんの疾病のことを、同僚に説明した方が良いのではないかと感じていた。

相談を受けた新任の上司は就業上の措置や配慮をどのように検討すればよいか、普段、社員の健康管理のことで相談をしている地元の地域産業保健センターに相談したところ、産業保健総合支援センターを紹介されたため、上司は産業保健総合支援センターに相談して、対応することにした。

## (2) 様式例の記載例

### ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

上司は、産業保健総合支援センターから、主治医に対してAさんの病状に関する意見書の作成を依頼してはどうかという助言を得た。Aさんと上司は今後の働き方について話し合い、仕事を継続する上でどのような配慮が必要であるかを勤務情報提供書を通じて主治医に確認することにした。

### イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場環境、不安に思っていることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

仕事に影響を与えるような症状がない場合でも通院と治療の継続が重要であるため、通院への配慮が得られるよう、通院の必要性と頻度を明記した。座席配置など職場環境への配慮事項も記載した。

### ウ 両立支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさんと上司との間で話し合った結果、業務内容の変更は行わないが、上司が日々体調を確認しながら、必要に応じて時間外労働の制限等を検討することとした。なお、職場復帰後、最初の1か月は短時間勤務ができるよう、社内制度も整備した。あわせて、通院が必要であること、体調不良時などに突然的な休暇が発生した場合に業務を引き継げる体制(チーム担当、ファイル整理等)が必要であることから、Aさんの同意のもと、上司から同僚に対して疾病や職場における配慮事項について説明を行うこととした。また、職場復帰後3か月目以降はAさんの意向も踏まえ、フルタイムでの勤務が可能で体調が安定していることを条件として、体調に応じて自宅でも仕事ができるように社用パソコンの持ち出し等も検討することとした。

## (3) その他留意事項

SLEをはじめとした難病の中には、治療初期に入院加療を要する場合があるが、定期的な通院等により病状が安定していれば、必ずしも就業制限が必要とは限らない。ただし、このような病状が安定した状態は、服薬や無理のない仕事内容や勤務条件、職場の理解・配慮によって適切に維持される必要があるため、両立支援が重要である。

SLEにおいて日光(紫外線)過敏症を合併している場合には、座席配置を調整する、屋外作業を避けるなど、直射日光(紫外線)にさらされないようにするなどの配慮が必要となる場合もある。また、寒冷にさらされることで手足の血液循環が悪くなる場合がある。そのため、空調や座席配置を調整する、個人用暖房器具を使用するなど、寒冷にさらされないようにするなどの配慮が必要となる場合もある。なお、SLEの治療経過中に股関節の骨の一部が壊死する場合があり、重量物運搬の制限などが必要になる場合がある点に留意する。



# 事例1（難病）：勤務情報を主治医に提供する

## 医療機関が確認する際のポイント



- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - ・ 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○

職種	事務職員
職務内容	パソコンを使った経4半期末（3、6、9、
勤務形態	□常勤労務 □二交

勤務時間	8時30分～17時30 ※繁忙期には月間の ます。 ※国内・海外出張は
------	--

通勤方法 通勤時間	自動車通勤（通勤時
--------------	-----------

休業可能期間	○○年○○月○○日 (給与支給 □有り
--------	------------------------

有給休暇日数	残 20 日間
--------	---------

その他 特記事項	事業所規模が小さい 治療と仕事の両立を します。 健康面や職場での治 いてご教示ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 就業（デスクワー</li><li>・ 今後出現する可能</li><li>・ 就業（デスクワー の可能性</li><li>・ 就業時間や残業時</li><li>・ 症状や治療（副作</li><li>・ 入院の可能性</li><li>・ 通院の頻度や治療</li><li>・ その他就業上で配</li></ul>
-------------	--

利用可能な 制度	□時間単位の年次有 □短時間勤務制度 □その他（
-------------	--------------------------------

上記内容を確認しました。

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

# る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

について職場で配慮したほうがよいことなどについて、勤務に関する情報です。

生年月日	○○○○年○○月○○日
------	-------------

理業務で、デスクワークです。  
12月)が繁忙期です。  
替勤務  三交替勤務  その他( )  
分(休憩1時間。週5日間。)  
残業時間が45時間程度で、休日出勤も2日程度あり

特にありません。

間:15分)

まで(18か月間)  
 無し 傷病手当金○% ( 休業中の賞与)

ため産業医は選任しておりませんが、取り扱う情報は目的としてのみ活用し、プライバシーに配慮して管理  
療と仕事の両立のための配慮にあたり、以下の点につ  
くや外勤)の継続の可否  
性のある症状とその時期の見通し  
ク、外勤、出張、残業、休日出勤等)の病状への影響

間の制限等の就業上の配慮事項  
用等)の仕事への影響や職場での留意事項

期間の見通し  
慮すべき点

給休暇  傷病休暇・病気休暇  時差出勤制度  
 在宅勤務(テレワーク)  試し出勤制度  
)

(本人署名) ○○○○

○○○○印刷  
担当: ○○○○○ 連絡先: ○○○○○

## 労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するため、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、繁忙時の労働時間など、仕事の特徴を記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位(1日、半日、時間単位)等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**

- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記(時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度など)

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認したうえで署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

# 事例 1（難病）：職場復帰の可否等について主治医の

## 医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 外見からわかりづらい症状は具体的に記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 入院の可能性がある場合は、必要となる期間などを含めて、事業者が見通しを立てやすいようにその旨を明記

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

### 勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載

- 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
- 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
- 症状について記載する際は、症状は変動する、具体的な症状は、外見上は判断がしにくいため労働者本人によく確認する、といった注意点も記載
- 労働者が職場に相談しやすい環境づくりのため、上司等からの声掛け、同僚への説明など、必要な取組を記載
- 通院などのために職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針について、通院頻度等を含めて記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○

病名	全身性エリテマトーデス
現在の症状	治療開始後、病気のコントロールおりましたが、過労の影響も養および治療薬の再増量で現状は認められません。ただし、得ます。
治療の予定	現在、病状は安定しています。当面月1~2回ほどの通院があれば数か月に1回ほどの通院においては、病状変化の程度に
退院後／治療中の就業継続の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (職務の健康条件付きで可 (就業上の措現時点不可 (療養の継続)

業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)

- 就業 (デスクワークや外勤) →継続は可能です。
- 今後出現する可能性のある →発疹など客観的に見えるは気づきにくい症状がありますが、今後、これらです。
- 就業 (デスクワーク、外勤、→基本的には制限の必要はさらされることにより必要です。
- 就業時間や残業時間の制限 →基本的に就業制限は必要りますので、注意が必要。残業が過度にならないよ。
- 症状や治療 (副作用等) の →治療薬の影響で免疫が低ると思われますが、過度場合によってはマスク着です。
- その他就業上で配慮すべき →次の「その他配慮事項」

その他配慮事項

- 今までのところはっきりがあります。その場合には、を避ける必要があります。
- 寒冷刺激で血液循環障害ののような場合には、空調やいでしょう。
- 本人以外、症状の有無や程度も重要です。
- 対応で不明なことがあれば、

上記の措置期間 ○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。 ○○○○年○○月○○日 (本人署名)

上記のとおり、診断し、就業継続の可否 ○○○○年○○月○○日 (主治医)

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなくするものです。この書類は、患者本人から会社

# 意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

生年月日	○○○○年○○月○○日
<p>一月状況が良好となったため治療薬の調整（減量）を行っており病気が再燃してしまったようです。2週間の入院/自宅療復しており、現在、通勤や業務遂行に影響を及ぼすような症治療薬調整中であるため、前回のように急な発熱などがあり</p> <p>が、外来通院と治療の継続が必要です。治療薬調整のため、必要と思われますが、治療法が固定され、病状も安定していく可能性もあります。ただし、特に治療薬調整中により入院治療を要する場合もあります。</p> <p>への悪影響は見込まれない</p> <p>置があれば可能)</p> <p>が望ましい)</p> <p>の継続の可否</p>	
<p>症状とその時期の見通し</p> <p>症状もありますが、発熱・全身倦怠感・関節痛など本人以外と思われます。現在は全く症状のない良い状態が続いている状況がゆっくり、あるいは急に出現することもあり得ます。</p> <p>出張、残業、休日出勤等）の病状への影響の可能性ありません。ただし、過労・日光（紫外線）あるいは寒冷に状況につながる可能性がありますので、本人への確認が必要</p> <p>等の就業上の配慮事項</p> <p>ありませんが、疲労の蓄積が病気の悪化をもたらすことがあります。残業が続いたことで体調が悪化した経緯があるので、うご配慮ください。</p> <p>仕事への影響や職場での留意事項</p> <p>下し、インフルエンザなどの感染症にかかりやすい状態である対応は必要なく、一般的な対応、つまり手洗い・うがい、用程度でよろしいと思われます。職場の方々においても同様</p>	
<p>点</p> <p>で回答します。</p> <p>していませんが、日光（紫外線）過敏症を合併している場合直射日光を避けるために座席配置を調整したり、屋外作業</p> <p>起こす場合があります。手指が真っ白になったりします。その座席配置の調整、あるいは個人用暖房機などで対応すると良</p> <p>度が分からぬことが多いので、上司等からの本人への声掛け</p> <p>本人を通じて当院の相談窓口までお問合せください。</p> <p>～ ○○○○年○○月○○日</p>	
○○○○	
<p>に関する意見を提出します。</p> <p>署名) ○○○○</p> <p>治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。</p>	

## 事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認

### ●主治医への質問事項に対する回答を確認

- 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
- 座席や屋外作業、空調など、作業環境の調整が必要である場合、対応を検討
- 周囲が気づきにくい症状の場合、労働者が職場に相談しやすくなるよう、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
- 症状が再燃した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

## 事例 1 (難病) : 職場

従業員 氏名	○○○○	
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2週間の入院/自宅療養および</li> <li>・当面月1~2回ほどの通院</li> <li>・発熱・全身倦怠感・関節痛</li> <li>・基本的には就業制限の必要</li> <li>・過労・日光(紫外線)ある性があるので、本人への確認</li> </ul>	
期間	勤務時間	就業上の措
2週目	8:00 ~ 12:00	短時間勤務 定期的な通院
4週目	8:00 ~ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 定期的な通院
2ヶ月目	8:00 ~ 17:00 (1時間休憩)	フルタイム勤務原則、残業・遠隔地(宿泊禁止)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の変更は行わない。</li> </ul>	
その他 就業上の 配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の1か月は短時間勤務フルタイム勤務に移行可能日々体調を確認し、適時残業</li> <li>・3か月目以降については、ことも検討する。一定の残出勤、遠隔地出張について</li> <li>・3か月目以降、自宅でも仕の許可を検討する。ただし、できるまでは、自宅での業務</li> <li>・体調不良の際は適時休憩や</li> <li>・通院時間が確保できるよう</li> <li>・自家用車での通勤は許可する</li> <li>・直射日光の当たらない場所、変更。冬季については、空更を含めて都度検討する。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2週間ごとに本人・上司で談予定日:○月○日○~○</li> <li>・労働者においては、通院・変化に留意し、体調不良の</li> <li>・上司においては、本人からすみやかに管理部長に報告定期的なミーティングによること。</li> <li>・労働者同意のもと、上司までの配慮事項について業務</li> <li>・上司が異動する際は、両立</li> </ul>	

上記内容について確認しました。

# 復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
従業員番号	○○○○
び治療薬の再増量で、現在の体調は安定している。 が必要である。 など本人以外は気づきにくい症状が多い。 はない。 いは寒冷にさらされることで病状悪化につながる可能 認が必要。	
置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
への配慮	月 1～2 回の通院 内服治療
への配慮	月 1～2 回の通院 内服治療
務 深夜勤務・休日出勤・ ・残業を伴う) 出張	月 1～2 回の通院 内服治療

を認める。その後面談により体調等の様子を見ながら検討する。過度の就業制限は行わないが、上司は業時間制限等を行う。

本人の体調を確認しながら、残業については緩和する業がこなせることができ確認できた後に、深夜勤務、休日の緩和を検討する。

事ができるように社内資料や社用パソコンの持ち出しフルタイム勤務で体調が安定していることが確認でについては許可しない方針である。

早退ができるように調整する。

業務を調整する。

る。

エアコンの風が直接当たらない場所へのレイアウト調の状態を確認して、できるだけ寒くない場所への変

面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面時)

服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の訴えは上司に報告すること。

の訴えや労働者の体調等について気になる点があればすること。また、必要時、業務を引き継ぎできるよう、り業務の内容や進捗を共有するなど、業務体制を整え

ら同僚に対し、病気による症状や通院の必要性、職場に関係する範囲で説明を行う。

支援プランの引継ぎを行う。

○○○○年○○月○○日 (本人) ○○○○  
○○○○年○○月○○日 (所属長) ○○○○  
○○○○年○○月○○日 (人事部) ○○○○

## 事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話しも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定
- 2か月目にフルタイム勤務（原則、残業等禁止）に戻すことを当面の目標として設定
- 通院頻度も参考情報として明記

- 作業環境の調整が必要な場合には、必要な配慮事項を記載
- 短時間勤務や在宅勤務を認める場合、利用条件をあらかじめ確認・検討の上、記載

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 上司・同僚等による協力が得られるよう、症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記
- 上司の異動時の引継ぎなど、継続的な支援のために留意すべき点があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名